

勝浦町教育大綱（第4期）

1 大綱の位置付け

勝浦町教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、勝浦町の教育、学術及び文化の振興に関する施策の方針を明らかにするものです。勝浦町のまちづくりの最上位計画である「勝浦町第六次総合計画」に則り、基本理念や基本目標を定め、「勝浦町教育基本方針」に基づき、施策の推進に取り組みます。

2 計画期間

第4期の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。
(国・県の動向や勝浦町を取り巻く状況に応じて適宜見直しを行います。)

3 基本理念

未来を担う人づくり

～ 将来を担う子どもたちの健やかな成長と

生涯にわたって活力ある地域社会の実現を目指して～

4 基本目標

○ ふるさと教育の推進

ふるさと「勝浦町」への誇りと愛着を醸成し、ふるさとの発展を願い、ふるさとを大切にする人づくりを推進します。

- ・ 「勝浦町」への誇りを醸成
- ・ 学校教育と社会教育の連携
- ・ 特色ある授業の推進

○ 学校教育の充実

将来を担う子どもたちの確かな学力の向上と、豊かな心と人間性、健やかな体づくりを推進します。

児童生徒数の減少に伴う学校再編の課題を多様な視点から検討し、子どもたちが安心して学べる教育環境づくりを推進します。

- ・ 確かな学力の向上
- ・ 豊かな心と健やかな体の育成
- ・ 教育環境の整備

○ 人権教育の推進

基本的人権への正しい理解を深め、互いを尊重する思いやりの心を育み誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

- ・ 人権教育、啓発活動の推進
- ・ 人権問題に対する支援の体制整備

○ 文化・芸術・スポーツの振興

全ての町民が、生涯にわたり文化・芸術・スポーツ活動に親しめる環境づくりを推進します。

- ・ 文化・芸術団体の育成支援
- ・ 町内文化遺産の適切な保存と次世代への継承
- ・ 地域に根ざしたスポーツの振興と人材育成
- ・ 魅力あるスポーツ環境の構築

令和8年3月 勝浦町